

全国ダイバーシティネットワーク組織中国・四国ブロック会議要項

(趣旨)

第1条 この要項は、全国ダイバーシティネットワーク組織要項第4条第7項の規定に基づき、全国ダイバーシティネットワーク組織中国・四国ブロック会議（以下「ブロック会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ブロック会議は、中国・四国ブロックのダイバーシティネットワーク組織の形成・強化を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 ブロック会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 幹事大学等の国立大学法人広島大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人岡山大学、及び国立大学法人愛媛大学の理事又は副学長相当の者各1名
- (2) 別表に掲げる機関の理事又は副学長相当の者各1名
- (3) その他ブロック会議が必要と認めた者

2 前項の委員の任期は2024年3月31日までとする。ただし、委員が任期中に辞任した場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任を妨げない。

(議長)

第4条 ブロック会議に議長を置き、前条第1項第1号の委員のうちから互選する。

2 議長は、ブロック会議を主宰する。

(ブロック会議の開催)

第5条 ブロック会議は、原則として年1回開催する。

(事務)

第6条 ブロック会議の連絡調整及び事務は、議長が所属する幹事大学等が行う。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、ブロック会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、2018年12月21日から施行する。

附 則 (2019年 2月27日 一部改正)

この要項は、2019年 2月27日から施行する。

附 則 (2019年 3月29日 一部改正)

この要項は、2019年 3月29日から施行する。

附 則 (2019年 4月25日 一部改正)

この要項は、2019年 4月25日から施行する。

附 則 (2019年10月 1日 一部改正)

この要項は、2019年10月 1日から施行する。

附 則 (2020年 3月18日 一部改正)

この要項は、2020年 3月18日から施行する。

附 則 (2020年 7月 3日 一部改正)

この要項は、2020年 7月 3日から施行する。

附 則 (2020年10月29日 一部改正)

この要項は、2020年10月29日から施行する。

別表（第3条関係）

大学・ 教育機関	鳥取大学、島根大学、山口大学、鳴門教育大学、香川大学、高知大学 県立広島大学、広島市立大学、福山大学、広島国際大学、岡山県立大学 公立鳥取環境大学、徳山大学、松江工業高等専門学校、新居浜工業高等専 門学校、呉工業高等専門学校、弓削商船高等専門学校
公的機関	徳島県立工業技術センター、徳島県立農林水産総合技術支援センター えひめ男女共同参画推進大学等連絡協議会
企業	

【参考】

※第3条第1項第1号及び第2号の「理事又は副学長相当の者」に含むものの例示

副理事、学長補佐

副所長、副病院長、副機構長

副社長、専務（取締役）、常務（取締役）、取締役、執行役員